

長第05130002号
令和3年5月13日

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金交付申請に
ついて (ご案内)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

県では、**新型コロナウイルスの感染者が発生した事業所・施設等、濃厚接触者に対応した事業所・施設等などを対象**に、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、**かかり増し経費等（令和3年4月1日以降に発生したものに限り）**に対して**標記補助金を交付**することとしました。

詳しくは、きのくに介護deネット内、「介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金について」をご確認いただき、交付を希望する場合は、期限内に交付申請書等関係書類を提出いただきますようお願いいたします。

また、**本通知は、法人に対して1通のみ送付していますので、必ず傘下の事業所等あて通知いただきますようお願いいたします**（補助金の交付申請は、法人において複数の事業所等分をまとめて申請することが可能です）。

「きのくに介護deネット」

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

(担当) 介護サービス指導室 津守 TEL : 073-441-2527 (直通)

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
(地域医療介護総合確保基金)

対象となる事業所・施設等		対象経費 ※通常の介護サービスの提供では想定されなにかかり増し費用を助成	
		【緊急時の介護人材確保に係る費用】	【職場環境復旧・環境整備に係る費用】
(ア) 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等 (休業要請を受けた事業所・施設等を含む)	① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む）	○職員に感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件のもと実施された自費検査費用（介護施設等のみ）	○介護サービス事業所・施設等の消毒、清拭費用 ○感染性廃棄物の処理費用 ○在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
	② 濃厚接触者に対応した短期入所系サービス事業所、訪問系サービス事業所	○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
	③ 都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所	○職員に感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・一定の要件のもと実施される自費検査費用（介護施設等のみ）	
	④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）		
(イ) 新型コロナウイルスの流行に伴い自宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（ア）①、③に該当しない場合		○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
(ウ) 介護サービス事業所・施設等と連携する事業所・施設等（利用者の受け入れ、応援職員の派遣） ※以下の事業所・施設等と連携 ・（ア）の①又は③に該当する事業所、施設等 ・自主的に休業した介護サービス事業所		○連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費	

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

＜地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）＞ 令和3年度予算：137億円の内数

※令和3年度までの実施

1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとつて必要不可欠なものであるため、

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
 - ・ 高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められること
- から、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。

【助成対象事業所】

- ① 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等
※休業要請を受けた事業所を含む
- ② 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- ③ 感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】

【対象経費】

通常の介護サービスの提供では想定されなにかかり増し費用を助成

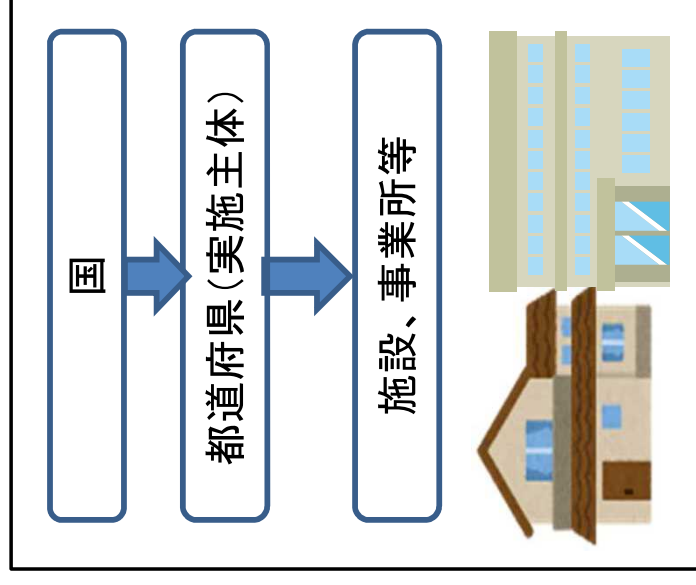
- ① 緊急時の介護人材確保に係る費用
 - ・ 職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用
- ② 職場環境の復旧・環境整備に係る費用
 - ・ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等
- ③ 連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用
 - ・ 感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣に伴う費用

2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業

都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

【対象経費】

都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用



【別添2】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（基準単価）

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

助成対象		事業所・施設等の種別（※1）	(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業			(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い自宅でサービスを提供する通所系サービス事業所			(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等		
			各サービス共通			各サービス共通			各サービス共通		
通所系	1	通常規模型	537	/事業所	537	/事業所	268	/事業所			
	2	通所介護事業所	684	/事業所	684	/事業所	342	/事業所			
	3	大規模型（Ⅰ）	889	/事業所	889	/事業所	445	/事業所			
	4	大規模型（Ⅱ）	231	/事業所	231	/事業所	115	/事業所			
	5	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	226	/事業所	226	/事業所	113	/事業所			
	6	認知症対応型通所介護事業所	564	/事業所	564	/事業所	282	/事業所			
	7	通所リハビリテーション事業所	710	/事業所	710	/事業所	355	/事業所			
	8	大規模型（Ⅱ）	1,133	/事業所	1,133	/事業所	567	/事業所			
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	27	/定員	-	-	13	/定員			
訪問系	10	訪問介護事業所	320	/事業所	-	-	160	/事業所			
	11	訪問入浴介護事業所	339	/事業所	-	-	169	/事業所			
	12	訪問看護事業所	311	/事業所	-	-	156	/事業所			
	13	訪問リハビリテーション事業所	137	/事業所	-	-	68	/事業所			
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508	/事業所	-	-	254	/事業所			
	15	夜間対応型訪問介護事業所	204	/事業所	-	-	102	/事業所			
	16	居宅介護支援事業所	148	/事業所	-	-	74	/事業所			
	17	福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	282	/事業所			
多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所	475	/事業所	-	-	237	/事業所			
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	/事業所	-	-	319	/事業所			
入所施設・居住系	21	介護老人福祉施設	38	/定員	-	-	19	/定員			
	22	地域密着型介護老人福祉施設	40	/定員	-	-	20	/定員			
	23	介護老人保健施設	38	/定員	-	-	19	/定員			
	24	介護医療院	48	/定員	-	-	24	/定員			
	25	介護療養型医療施設	43	/定員	-	-	21	/定員			
	26	認知症対応型共同生活介護事業所	36	/定員	-	-	18	/定員			
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）	37	/定員	-	-	19	/定員			
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）	35	/定員	-	-	18	/定員			
対象経費			<p>○(ア)①～③に該当する事業所・施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>○ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、運搬機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり、介護施設等に限定）</p> <p>○ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>○ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用</p> <p>○ 感染性廃棄物の処理費用</p> <p>○ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>○ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用</p> <p>代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）</p> <p>※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間のみに限る</p> <p>○(ア)④に該当する施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>○ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保</p> <p>一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり、介護施設等に限定）</p>			<p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>○ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>○ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用</p> <p>代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）</p> <p>※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間のみに限る</p>			<p>【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】</p> <p>・ 感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保</p> <p>・ 感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p>		
助成額			<p>・ 1事業所・施設等につき、(1)(ア)、(1)(イ)、(1)(ウ)それぞれを基準単価まで助成することができる。</p> <p>・ 事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>※なお、(1)(ア)及び(ウ)の事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。</p>								

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含まず、また、

- ・ 各介護予防サービスを合わせ、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別（上記1～28）により助成する。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別（上記1～28）により助成する。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が※3の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。